

平成16年(受)第1585号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成15年(ネ)第2195号損害賠償請求事件について、同裁判所が平成16年6月24日に言い渡した判決に対し、申立人らから上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人らの負担とする。

平成17年3月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 濱 田 邦 夫

裁判官 上 田 豊 三

裁判官 藤 田 宙 靖

当 事 者 目 録

東京都品川区南大井6-17-10 大森レインボービル8階

申 立 人 株式会社アイオイ・システム
同代表者代表取締役 多 田 潔

申 立 人 多 田 潔

申 立 人 西 田 光 男

上記3名訴訟代理人弁護士

左 近 輝 明

大阪市北区西天満2-4-4

相 手 方 積水樹脂キャップアイシステ
ム株式会社

同代表者代表取締役 西 村 猛 史

同訴訟代理人弁護士 阪 口 春 男

今 川 忠

西 山 宏 昭

山 岸 正 和

岩 井 泉

原 戸 稻 男

阪 口 祐 康

豊 浦 伸 隆

嵩	原	安	三	郎
寺	田	明	日	香
木	村	智		彦
白	木	裕		一
中	澤			構

これは正本である。

平成17年3月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 齊 藤

